

新発田市住宅取得補助金 交付申請書類一覧

申請される方は、以下のチェック表をご確認頂き申請時に併せてご提出ください。

○：必要 —：不要 △：場合により必要（右列の「追加書類」をご確認ください）

✓ 欄	No.	書 類	新築	増改築	中古、 建売 購入	追加書類が 必要なとき
	1	新発田市住宅取得補助金交付申請書 (第1号様式)	○	○	○	
	2	就労(予定)証明書 (第2号様式)	△	△	△	市内就労加算に該当する 場合
		開業・廃業届出書の写し	△	△	△	個人事業主の場合
	3	新発田市住宅取得補助金誓約書 (第3号様式)	○	○	○	
	4	世帯全員の住民票 (続柄記載のあるもの) ◆《当市窓口》本庁舎1F市民生活課 又は各支所	○	○	○	新しい住宅に住む方の 分のみ必要
	5	申請年度の4月1日時点で満18歳以上の世 帯員(子どもを除く。)全員の納税証明書 又は非課税証明書 ※市税等の納付が無い場合は、 非課税証明書が必要 ◆《当市窓口》本庁舎3F税務課 又は各支所	○	○	○	直近(1月1日時点)の住 所地で、市税等の未 納・滞納がないことを 証明するものが必要 ※納税証明書は申請者 が課税対象となっている 「全ての市税」。
	6	請負契約書の写し	○	○	—	
	7	見積書の写し ※土地・建物の価格内訳がわかるもの	—	—	○	
	8	対象住宅の位置図 (付近見取図)	○	○	○	
	9	対象住宅の配置図及び平面図 (延べ床面積が記載されたもの)	○	○	○	増改築の場合は工事 前・後が必要
	10	対象住宅の工事着手前の写真	○	○	—	
	11	対象住宅の写真(建売購入による住宅の取得 の場合)	—	—	○	
	12	市有地売買契約書及び登記事項証明書	△	△	△	市有地購入の場合
	13	転入日前2年間本市に居住していないことが わかる書類 (住民票の除票など)	△	△	△	No.4「住民票」で確認 できる場合は提出不要
	14	新発田市に2親等以内の親族がいる場合、親 族の住民票(続柄記載があるもの。)	△	△	△	Uターン加算の場合
	15	No.14で証明した親族との繋がりが確認でき る書類	△	△	△	Uターン加算の場合
	16	委任状	△	△	△	設計・施工業者等に申 請を委任する場合
	17	アンケート(窓口にて説明します)	○	○	○	交付申請時に提出

新発田市住宅取得補助金 完了実績報告書類一覧

完了実績報告時は、以下のチェック表をご確認いただき、報告時に併せてご提出ください。

○：必要 ー：不要 △：場合により必要（右列の「追加書類」をご確認ください）

✓ 欄	No.	書類	新築	増改築	中古、 建売 購入	注意事項
	1	新発田市住宅取得補助金実績報告書 兼請求書(第9号様式)	○	○	○	
	2	世帯全員の住民票 (続柄記載のあるもの)	○	○	○	◆《当市窓口》本庁舎1F市民生活課又は各支所で取得 ※発行から3ヶ月以内のもの
	3	代金の支払いを証明する書類	○	○	○	※領収書のほか、振込受取書、通帳の該当箇所、電子上で確認できる場合はスクリーンショットも可 ※手付金等含め、契約金全額の支払いが証明できるものが必要
	4	住宅の工事完了後の写真	○	○	ー	※建物全景（外観）がはっきり写っているもの ※増改築の場合は、施工箇所がわかるもの
	5	売買契約書の写し	ー	ー	○	
	6	建築基準法の検査済証の写し (完了検査合格後に交付される書類)	△	△	ー	※都市計画区域外の平屋住宅においては、検査済証が不要の場合有り
	7	その他市長が必要と認める書類 ※必要な書類がある場合、市から個別にご案内させていただきます。	△	△	△	※共有名義の場合は、持分を確認できる書類（登記事項証明書等）が必要 ※市有地を活用する場合は、土地の登記事項証明書が必要 など
	8	アンケート	○	○	○	交付申請時に提出していない場合

【問い合わせ先】

新発田市建築課 空家・住宅対策係
Tel:0254-26-3557
mail:kenchiku@city.shibata.lg.jp